

佐渡市地域公共交通活性化協議会
 <議事録>

会議名称	平成21年度 第2回 佐渡市地域公共交通活性化協議会
開催日時	平成21年7月1日(水) 13:30～
開催場所	佐渡島総合開発センター 2階会議室
議 題	1. 開会 2. 挨拶 3. 経過報告 4. 議事 (1)平成20年度事業報告、決算報告、監査報告について【資料1】 (2)幹事会の設置について【資料2】 (3)平成21年度事業計画及び予算(案)について【資料3】 (4)南部地区運行サービスの検証に係るプロポーザルの実施について【資料4】 (5)観光二次交通・社会実験に伴う提案について 5. その他 6. 閉会
会議資料	議事次第・座席表 平成20年度事業報告書、決算報告書、監査報告書【資料1】 幹事会設置規程(案)【資料2】 平成21年度事業計画(案)、予算(案)【資料3】 南部地区運行サービス検証に係るプロポーザルの実施について【資料4】
公開・非公開の別	公 開
出席委員	高野委員(代理)、齋藤委員、田畑委員、後藤(正)委員 掃部委員、計良委員(代理)、大桃委員 鈴木委員(代理)、山本委員、佐野委員 橋本委員(代理)、五十嵐委員(代理)、野口委員 浅井委員、釧持委員、松本委員
欠席委員	田畑委員、後藤(一)委員、志和委員
事務局	[佐渡市 交通政策課] 伊藤、渡邊、小谷、中川

開 会

□事務局

本日はお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今より、平成 21 年度第 2 回佐渡市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。

なお、本日副会長の松本先生については、用務の為欠席をいたしますのでご了承下さい。

では先ず初めに、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料は、

◇議事次第

◇配置図

◇資料-1. 平成 20 年度事業報告書、決算報告書、会計監査報告書

◇資料-2. 幹事会設置規程(案)

◇資料-3. 平成 21 年度事業計画(案)、予算(案)

◇資料-4. 南部地区運行サービスの検証に係るプロポーザルの実施について

以上でございます。不足資料がございましたらお知らせいただきたいと思います。

それでは、協議会設置要綱第 6 条の規定によりまして、会長が議長となりますが、本日会長の高野市長が公務の為出席できませんので、会長代理であります甲斐副市長より議長を務めて頂きます。よろしく願いいたします。

会長あいさつ

□佐渡副市長 甲斐元也

本日はお忙しいところ佐渡市地域公共交通活性化協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、お話がありましたが、会長である市長は公務の為不在で、私が会長代理として議事を進めさせていただきます。

さて、4 月の協議会でご承認いただいた後、準備を進めてまいりましたが、本日 7 月 1 日から、いよいよ福祉バス全島拡大の実証実験がスタートしました。また、4 日からは観光二次交通の充実、13 日からは市職員のノーマイカーデーなど、いろいろな社会実験が予定されております。

詳細はこの後、事務局から説明があるわけですが、これらの社会実験を実施し検証する中で、地域公共交通の利便性の向上、あるいは効率の良いシステムを確立するなど、佐渡市の実情に応じた公共交通システムの実現を目指したいと考えています。

本日は、南部地区運行サービスに係るプロポーザルについてご提案させていただきますので、皆様方から活発な議論をいただき、是非ともご承認をいただきたいと思います。よろしくご審議の程お願いを申し上げます

それでは、会長に代わりまして議事を進行させていただきます。議事進行にもご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

経過報告

□甲斐副市長（会長代理）

それでは、次第に従い進めさせていただきます。

これまでの経過報告について事務局から説明をお願いします。

□事務局

前回の協議会以降の経過についてご報告いたします。

4 月の協議会においてご承認をいただきました社会実験、「高齢者の外出支援と公共交通の利用促進」については、75 歳以上の方を対象とした新たな路線バス割引サービスとして、1 乗車 200 円で月 4 回利用できるものとして、本日から実施いたしております。

今後はアンケート等を実施しまして、意見や要望を集約するとともに、利用状況を調査しまして、来年度以降のサービス内容につなげていきたいと考えております。

次に「観光二次交通の充実」ですが、この社会実験についても 4 月の協議会においてご承認をいただいているところです。

これにつきましては、島内路線バスの現行路線を維持しながら、観光地を絡めて、路線の延長や迂回をすることで観光地対応型路線バスを目指すもので、7 月から 11 月までの土日祝日に運行

いたします。

7月4日の土曜日が初日ということで、両津埠頭の観光バス発着場におきまして「出発セレモニー」を開催いたします。皆様方にはすでにご案内をいたしておりますが、是非ご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上で経過報告を終わります。

甲斐副市長（会長代理）

今ほど事務局より経過報告がありましたが、ご意見ご質問がございますか。それでは、これで経過報告を終わります。

議事

甲斐副市長（会長代理）

続いて議事に入ります。

先ず、議事の1番「平成20年度事業報告、決算報告、監査報告について」、事務局から説明をお願いします。

(1) 平成20年度事業報告、決算報告、監査報告について

事務局

平成20年度事業報告書【資料1】に則り説明を行う。
平成20年度決算報告【資料1】に則り説明を行う。

甲斐副市長（会長代理）

続いて監査委員より会計監査報告をお願いします。

(監査報告)

浅井委員

平成20年度会計監査報告書【資料1】に則り説明を行う。

甲斐副市長（会長代理）

事務局から説明のありました只今の内容につきまして、ご承認いただけますか。

(ハイの声過半数をもって承認される)

それでは、平成20年度事業報告、決算報告、監査報告について、ご承認されました。ありがとうございました。

(2) 幹事会の設置について

甲斐副市長（会長代理）

次に議事の2番「幹事会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

幹事会設置規程【資料2】に則り説明を行う。

甲斐副市長（会長代理）

只今の提案について事務局から説明がありましたが、何かご質問等のある方はいらっしゃいますか。

それでは、只今提案いたしました「幹事会の設置について」ご承認いただけますか。

(ハイの声過半数をもって承認される)

ありがとうございました。「幹事会の設置について」は、只今承認されました。

(3)平成 21 年度事業計画及び予算(案)について

□甲斐副市長（会長代理）

次に議事の 3 番「平成 21 年度事業計画及び予算(案)について」、事務局から説明をお願いします。

□事務局

平成 21 年度事業計画(案)【資料 3】に則り説明を行う。

平成 21 年度予算(案)【資料 3】に則り説明を行う。

□甲斐副市長（会長代理）

それでは、只今、事務局から資料 3 に基づきまして、平成 21 年度事業計画及び予算(案)について説明がありました。何かご質問ご意見はありますか。

□掃部委員

バスの割引券の購入について教えてください。

□事務局

一月、200 円の券が 4 枚綴りとなっています。それを 7 月から 3 月まで一月単位で販売しています。

□甲斐副市長（会長代理）

では、「平成 21 年度事業計画及び予算(案)について」ご承認いただけますか。

(ハイの声過半数をもって承認される)

それでは、「平成 21 年度事業計画及び予算(案)について」は承認されました。

(4)南部地区運行サービスの検証に係るプロポーザルの実施について

□甲斐副市長（会長代理）

続きまして議事 4 番「南部地区運行サービスの検証に係るプロポーザルの実施について」、事務局から説明をお願いします。

□事務局

南部地区運行サービスの検証に係るプロポーザルの実施について【資料 4】に則り説明を行う。

□甲斐副市長（会長代理）

只今、10 月 1 日に運行開始を計画しています南部地区の 3 ルートについての公募型プロポーザルによる事業者の選定について、趣旨、仕様書、スケジュール、業者選定委員会の内容、評価基準等の説明があった訳ですが、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

□廣川委員

仕様書を今、見させて頂きまして、専門的な部分は後で質問としてお聞きすれば良いかと思いますが、仕様書 9 番の運行区間及び運行期間について、運行回数は最終的には効率的な方法で提案するという一言で収められています。今までやってきた支線地区内路線の運行サービスの検証、「佐渡市における新たな公共交通システムの構築プロジェクトに関する調査業務報告書」P57 に課題等が出ているわけで、その実施計画にいろいろな形の文言が入っておりますが、この辺をどう解釈をすれば良いのか。仕様書自体は効率的な方法で運行回数等を提案しなさいということですが、P57 の実施計画の中にすべてが可能かどうかは別として、いろいろな運行内容について具体的に触れておりますので、その辺についてご見解をお聞かせ願いたしたいと思います。

□事務局

報告書 P57 については、昨年 1 年間で検討した成果ということで、実施計画書がまとめられて

おります。この中に運行の方法、内容、ルート、運賃等いろいろな記載がございます。これはこの計画書の中では、向う10年間を睨みながら、事業としては活性化再生事業として3年間という括りがありますが、これを基本にして進めていきたいと思いますということで策定したものであります。ということで、報告書P57どおりやらなければならないというのではなく、こういう方向性で進んでいきたいと思いますというような基本方針を記載したものだということ考えております。今回の仕様書の中では細かな規程は作っておりませんが、あまり業者側からの有効な提案を妨げないようということで、その辺はこれを参考にしながら提案に委ねたいということ考え、簡便的な仕様書にさせていただいております。

□大桃委員

今回、プロポーザルについて、参入事業者の見込みの部分、この離島の赤字路線に参入する企業の見込みがあるのかどうかというのが先ず1点。

2点目はプロポーザルの仕様書を見てみると、南部地区の委託されるであろう路線の費用軽減以外に何かしら新しいサービスを生む提案が、この仕様書でできるのかどうか。

3点目については、仕様書14番の委託料というのは、今まで佐渡市がこの路線に払っていたいわゆる赤字補填というものの名前が変わったものが、この委託料でよいのか。

4点目については、佐渡市がプロポーザルを出す前に、佐渡市としての観光バスや福祉バスを含めたアイデアが、これを出す前に無かったのか、以上の4点を質問します。

□事務局

1点目の参入企業の見込みということですが、仕様書の中では先ず道路運送法の4条ではなく21条にしています。参入しやすい環境を作りたいということで、先ず21条という簡便的な方法で一定区間の実験としてやりたいということの設定をしております。それで、見込みがあるかということにつきましては、実際に参加表明書を提出いただいて始めて表明になる訳ですので、現事業者の方ももちろん、島内・島外の企業から何度か問い合わせがあったり話を伺いたいということで何度かお見えになっております。かなり参入には前向きな企業も何社かあります。ただ、具体的に仕様書が固まっておりますので公募した後に意思表示するかどうかというところは企業の判断となりますけれども、参入の見込みはあるだろうということ見ております。

2点目について、費用の軽減というのは大きな目標の1つではありますが、サービス改善ということで、全部同じやり方で走るのではなくて、例えば多く乗る時間帯とあまり乗らない時間帯の手法を変えとか、あるいはバス停を近くに設置して乗降しやすくするとか、あるいは全国的に流行のデマンド運行とか、そういったものが佐渡に馴染むかどうか分かりませんが、そういったような提案があるかどうかというものも期待しております。経費の削減ということも当然大きな課題ですが提案業者の提案については、今回3路線をモデル路線ということで位置付けておりますので、今回の提案により新しい提案を見込み、それをこの後の全島への拡大が可能かどうかについても十分提案を見込んでいきたいと考えております。

3点目委託につきましては、3路線で30,000千円弱の補助金を支出しているという話をしましたが、この名前が委託費に変わっただけではないかというお話かと思えます。これは運行形態を新しく見直し、経費を下げるためには減便とか廃止というような手法しか今までとってきていませんので、もう少し抜本的な運行形態をとれないのかという辺りで、経費の削減につなげていきたいということです。委託料という形で支出いたしますが、運行形態を抜本的に見直していきたいんだという一環の中の実験でございます。

4点目について、観光バス、福祉バス、スクールバス、路線バスとか色々なバスがあります。今回はあくまで6ヶ月の実験ということで一度に観光バス等を含めて対応できれば良いのですが、既存の収支率の低い路線について、何とか手を打たないと廃便の可能性が十分に考えられるということもありまして、先ず収支率の悪いところを何とかしたいところから路線バスに手を付けたところでもあります。当然観光バスについては、事業者の方が何社か走っているわけですが、それについてはこの後、福祉バスそれからスクールバス、観光バス諸々を含めて協議をして必要な時期にタイミングを見て実験から入っていききたいと考えています。とりあえずは収支率の悪い路線バスを何とか見直しをしていきたいのだということからの今回の実験だということでもあります。

□山本委員

資料4 プロポーザルの実施の部分について要望なのですが、仕様書の中身を見ますと、ちょっと1つ抜けているところがあるのかという気がしてなりません。プロポーザル公募をする時にあたって参入してくる事業者がどういう事業者なのか、例えば過去に営業停止があったかどうかというようなものもきちんと整理をしてやらないとうまくないのではないかと考えます。

□事務局

先ず、参加表明をする段階で、地方自治法に定める破産者等に該当するかなどについては、参様式の中にそういうものには該当しませんという文言を入れてありますので、そこで先ず排除できるかと思います。ただ、道路運送法、若しくは他の法令に定める違反等によって営業停止があったとか、そういった部分につきましては参加表明の段階ではそこまで調査できませんが、提出書類の中に企業概要という部分で調査する項目がございますので、過去何年前まで遡るのかというものは議論の余地がありますが、チェックするタイミングはございます。

□浅井委員

委託料の範囲のことについて、今回14番の委託料の問題と、16番の委託料の請求の問題で、このプロポーザルで提案された業者が例えば提案した委託料、或いは収支の状況の中で、実際運行してみたら相当利用率が上がって収支がプラスになった時に、委託料の請求、精算は契約額から収入額を差し引いた額ということで16番(2)で謳っています。これでは事業者のメリットというものがなくなってくるのではないかと、そうした部分がある程度事業者に戻元することも必要ではないかというふうに思うのですが。

□事務局

今、おっしゃるような内容は、実は新潟市でプロポーザルによって区バスを運行したところ、収支率が50%以上上がった地区があると聞いております。新潟市のほうでは収支率30%が継続するか否かの目安になるそうです。それで今ほどの収入が上がった場合に当然協議会として支出する金が減りますから業者のインセンティブが無いではないかというお話かと思えます。たしかにおっしゃるとおりなのですが、今回の初年度の実験については、こうせざるを得ないかと考えております。例えば航路などもそうですが、次の年度に企業努力をして前年より収入が上がったとか、いろいろなところからその他収入を獲得したというようなことで、収支が改善した場合には、その改善率の半分は業者に与えるとか、次年度以降また継続してというようなお話になるのであれば、そのことは十分検討の余地があるかと思えます。ただ、今回6ヶ月の実験ということの中では、何に対して収入が上がったという比較のベースがありませんので、まずはこれでやらしていただきたいと考えています。

□廣川委員

先ほど選定委員のご説明がありましたが、直接利害に関係する事業者ということでございますので、それはそれで結構だと思いますし、委員の皆様の中で利用者という立場の方もいらっしゃるのでは利用者という括りもよろしいかと思えます。あと今日はお見えになっていませんが、私共事業者としてみれば学識経験者も選定委員に入るべきかと思っておりますがその辺については如何でしょうか。

□事務局

十分参考にさせていただきたいと思えます。

□廣川委員

あと専門的な分野については、私共もしっかりと提案をすべく、提案事業者として必要な質問をさせていただきたいと思っております。これまで観光二次交通や福祉バスやいろいろなことをやっている中で、特に佐渡という島の特殊な立地性の中で私共は路線バスと観光需要に担う貸切バスの事業者でございます。路線の一部とはいえ、この関係路線に大体朝5人の人間が従事しております。6ヶ月間でその後どうなるのかということも分かりませんが、したがって場合によ

ってはその部分が仕事を失うことにもなりかねないということで、私共も非常に緊張感を持って今後の事業提案をさせていただきたいと思っております。そういった意味でそれぞれの提案に対しての評価をされることになりましたが、全体の佐渡の観光需要に対応している私共が、圧倒的な台数の貸切バス 42 台というものも、全体の中で効率性をもって運用していくということも含めて、この辺は対極的な見地からも是非ご理解をいただきたいということでございます。今のままではいけないと思いますので、しっかりした事業提案をさせていただきたいと思っております。

□山本委員

評価基準の中身について先ほど説明があった訳ですが、安全管理体制という部分の中で業務員の施設というものがありますが、乗務員の施設は当然ながら、安全管理という部分は労働時間の長さにも十分出てくるものでもあります。先ほどの委託料がやっぱりそういうような形であると、民間企業としては利潤をどこで追求するかという話になってきますので、この辺りをダイヤとあわせて実態がどうなのか、これは全国的にそうなのですが、新しく新規参入があったところは、例えばバスで運行して空いている時間にトラックが走って、1人2役で走って労務管理は2人というようなことをやっている所が出てきているとの情報が入っております。その辺りをきちっと精査できるのかという不安があるのですが、その辺りを考慮していただきたいと思っております。

□事務局

安全運行については、各会社がどういう提案をされるか全く分かりませんが、提案の書面だけでは判断できない部分については、当然ヒアリングというものも併せて行いますので、その中で十分にその会社の提案が法令に準じながら安全管理が厳格にできているのかということについては十分に調査をしていきますし、評価基準の中でも漠然と安全対策と言いましても、もう少し提案の様式の中で具体的に提案を求めていきます。評価する方もヒアリングをしながら十分に精査してもらいたいと考えております。

□山本委員

ヒアリングは良いのだが、おそらくヒアリングの場ではそういう話は出ないのではないかと。ただ、実行に移った時のこの半年間の社会実験の中で見てもらわないと、何をしているのかというものが出てこないかと、その辺りきちんとやってもらいたいと思っております。

□甲斐副市長（会長代理）

今のご意見は、入り口の所で評価をするのは勿論であり、実施している間の評価、検証も必要だということですね。その辺りはどうですか。

□事務局

十分その辺は検討していきます。

□甲斐副市長（会長代理）

他にご意見やご質問はありますか。

それでは、「南部地区運行サービス検証に係るプロポーザルの実施について」ご承認いただけますか。

（ハイの声過半数をもって承認される）

ありがとうございます。「南部地区運行サービス検証に係るプロポーザルの実施について」は承認されました。

(5)観光二次交通・社会実験に伴う提案について

□甲斐副市長（会長代理）

「観光二次交通・社会実験に伴う提案について」議事を追加しますので、新潟交通佐渡から説明をお願いします。

観光二次交通・社会実験に伴う提案事項【追加資料】を配布する

□**廣川委員**

観光二次交通・社会実験に伴う提案事項【追加資料】に則り説明を行う。

7月1日からの路線バス運賃改定の内容が法定協議会による協議運賃で実施されるため、以後の運賃等の変更に関する届出（停留所名称変更も含む）は協議会承認が必要となる。

- ・夏休み1dayフリー券の販売について
- ・バス停留所名称変更について

□**甲斐副市長（会長代理）**

今程ご説明があったとおり、協議会の承認が必要であるということで議事の中で(5)の追加をさせていただきます。

「観光二次交通・社会実験に伴う提案について」ご承認をいただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

（ハイの声過半数をもって承認される）

それでは異議なしということで「観光二次交通・社会実験に伴う提案について」は承認されました。

その他

□**甲斐副市長（会長代理）**

それでは、5番「その他」について、事務局、何かございますか。

（その他なし）

議長解任

□**甲斐副市長（会長代理）**

本日予定している議件は、以上で終了いたしました。

これをもちまして、議長を解任させていただきます。皆様、活発な議論をいただき、ご協力ありがとうございました。

□**事務局**

議長ありがとうございました。

皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。

それではこれで、平成21年度第2回佐渡市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。